

「離島特別区域制度」の早期創設

☆豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を果たす。



改正離島振興法に明記された「離島特別区域制度」については、規制の特例措置のみならず、**財政・金融・税制上の措置を含む制度**の早期創設が必要

＜本県から提案している離島特別区域制度としてふさわしい施策の例＞

○共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和

◆固定資産税納税通知書が送付されている代表者の同意で利用権設定を行えるよう要件を緩和する。

○消費税、揮発油税の免除等

◆産業の誘致や定住の促進を図るため、法人関係税を減免するとともに、消費税及び揮発油税を免除する。

◆外国人観光客などの交流人口及び消費の拡大を図るため、島外からの来訪者に対し、酒税及び輸入品の関税等を免除する。

○外国航路船舶への離島住民等の混乗

◆博多～釜山間を就航している外国航路船舶に、博多～比田勝(対馬)における離島住民等の混乗を可能とし、島民の足の確保と交流人口の拡大を図る。

国境離島が果たす国家的役割



- 対馬、壱岐、五島をはじめとする国境離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、海上交通の安全など、国家的に特に重要な役割を担っている。
- その一方で、我が国の外縁部に位置することにより、地理的な不利条件が顕著に現れる厳しい環境にある。
- 国境離島が将来にわたり国家的役割を担い続けるためには、まず、そこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことが必要である。

日本の国土面積は約38万km²であるが、離島があることによって領海を含めた排他的水域は約447万km²となり、国土面積の約12倍となっている。

国土面積	約38万Km ²
領海(含:内水)	約43万Km ²
接続水域	約32万Km ²
領海(含:内水)+接続水域	約74万Km ²
排他的経済水域	約405万Km ²
領海(含:内水)+排他的経済水域	約447万Km ²

※出典:海上保安庁海洋情報部(日本の領海等概念)
(島名(五島列島・対馬島・壱岐島)は長崎県で追記)

国境離島への強力な支援

☆国は、速やかに、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(離島振興法の一部を改正する法律 附則第6条)



- ・国境離島の振興に関する新法の早期制定
- ・その保全はもとより、他の離島よりさらに強力な定住促進のための支援が必要

○「国境離島自主戦略交付金(ハード事業)(仮称)」の創設

- ◆生活環境、交通通信網の整備など離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に対し、地方の裁量により幅広く使える交付金

○「国境離島振興債(仮称)」の創設

- ◆市町村事業だけでなく、都道府県事業を含めたハード・ソフト両面を対象とした新たな財政支援創設とその償還に対する高率の交付税措置
- ◆民間の力が弱い離島においては行政が民間の活動を強力に支援する必要があるため、交通事業や病院経営をはじめ民間事業者に対する支援など、企業的な分野も対象とする。

○「国境離島振興基金(仮称)」の創設

- ◆離島振興全般のソフト事業に幅広く活用できる基金を都道府県に設置し、その造成については国が無利子貸付を行う。
- ◆主な用途は、地域づくり、コミュニティビジネス、NPOの活動支援、産業振興、人材育成、医療支援、観光振興、自然環境保全など、特に民間の活動に期待する分野を支援

国境離島への強力な支援

○公共事業に係る国庫補助等の国負担割合のさらなる嵩上げ及び採択基準の緩和

- ◆単なる費用対効果(B/C)だけでなく、地域の実情に応じた本土地域と異なる基準の導入

○産業誘致や定住促進のための思い切った税の特例措置

- ◆産業振興や観光振興、IT推進などの特例地域を定めて関連施設の集積や企業の立地等を図る場合における税の優遇
- ◆立地企業に対して、総従業員数に占める離島勤務従業員数の割合に応じた税額の軽減
- ◆国内外からの投資促進のため、法人税に係る所得控除・投資税額控除・特別償却、固定資産税の課税免除
- ◆離島生活控除等の所得控除の創設
- ◆消費税の減免 等